



日派協発第 121 号
平成 22 年 3 月 25 日

厚生労働省職業安定局
需給調整事業課
課長 鈴木英二郎様

社団法人日本人材派遣協会
会長 坂本 仁司

専門 26 業務派遣適正化プラン等に係る立入検査等に伴う対応について（要望）

平成 22 年 2 月 8 日付けで公表された標記につき、3 月～4 月の 2 か月間各地の労働局において、集中的な指導監督を実施するとされ、また、定期調査等も実施され、現在派遣元のみならず派遣労働者、派遣先に対して、労働者派遣法第 5 1 条に基づき、立入検査が実施されていると会員から報告を数多く受けております。

ところで、各地の労働局での指導に当たって、以下の例が散見されております。

- ① 専門 26 業務派遣適正化プランの指導監督に伴い、突然派遣先にアポイントもなく訪れ、派遣先担当者が不在であっても、派遣スタッフを拘束し、被疑者でもないのに、「あなたのやっていることは、違法なことだってわかっている？」と違法であると決め付け尋問をした。
- ② 専門 26 業務派遣適正化プランの指導監督に伴い、担当官がアポなしで訪問し、派遣先責任者がいないので、内勤社員が調査協力をお断りすると「断るなら行政命令を発動するからそのつもりでいろ」といわれ、社長が急遽戻ってきて対応した。担当官は、5 号業務で「電話 1 本とっても、自由化業務だ」と決め付け、派遣先には是正指導をすと言ってきた。銀行のハイカウンター業務であり、従来の解釈と異なる見解ではないかと指摘したところ、「本省にも確認した」と述べ、具体的な確認内容について一切答えていただけなかった。
- ③ 定期調査等に伴い、派遣スタッフは、派遣先の個別の部屋で午前 9 時から午後 6 時まで 8 時間拘束を受けた。警察権限がないのに、どのような根拠で身体拘束をするのか聞くと「労働者派遣法第 5 1 条に基づく。もし調査を拒否すると法第 6 1 条第 5 号（検査拒否等）に該当し、30 万円以下の罰金だ」と脅かされた。
- ④ 1 2 月の最終営業日に、電話が掛かってきて、「調査は午前 0 時を超えるから覚悟しておけ」といわれた。これはさすがに問題ではないかと職業安定部長に申し入れをしたところ、「本日はいい」との連絡があった。
- ⑤ 派遣会社の社員が、聴取内容を帰社して確認したいと申し上げところ、労働局の担当官から強圧的に署名を求められ、やむなく真実とは違うとは思いつつも押印した。

労働局の担当官に、立入検査権限が認められるとしても、派遣労働者、派遣先、派遣元の内勤社員等に対して、強圧的に、長時間にわたって身体を拘束するのは、問題です。スタッフ個人を8時間にわたって拘束するのはいかがなものでしょうか。聴取書の作成についても、強圧的に署名押印させられる等問題のあるケースが散見されます。派遣労働者等は、被疑者ではありません。

労働局の対応について、速やかに実態を把握し、適正に行政権を行使していただくよう要望致します。

以上